

## ○空き家バンク制度 Q&A（空き家を借りたい人編）

Q1：村のホームページを見て、借りたい（買いたい）空き家を見つけたのですが、その後の手続きはどうすればいいですか？

A1：空き家バンクのホームページ欄に掲載されている村指定の不動産業者へお問い合わせください。その物件の詳細情報が確認できます。

---

Q2：物件の交渉・契約の流れはどうなるのでしょうか？

A2：村指定の不動産業者が契約成立まで借主・貸主との仲介を行うこととなります。

---

Q3：指定不動産業者への仲介料は発生するのでしょうか？

A3：発生します。詳細については、直接指定不動産業者へお問い合わせください。

---

Q4：一般的な空き家バンク制度をみると空き家利用希望者も登録制となっていますが、新島村の場合は登録しなくていいのですか？

A4：新島村の空き家バンク制度では、空き家利用希望者は、直接、村指定の不動産業者に問い合わせる形としていることから、登録する必要はありません。

---

Q5：貸主と直接交渉はできないのでしょうか？

A5：新島村の空き家バンク制度は、貸主・借主間との紛争防止、個人情報の汎用や漏えい防止、円滑な交渉と適正な契約行為を図ることから、村指定の不動産業者が仲介する制度としています。このため、直接交渉はできません。

---

Q6：交渉に入る前に、新島村に行って空き家を見たいのですが、案内は可能ですか？

A6：村が直接ご案内することはできませんが、村指定の不動産業者を介して、所有者立会いのもと確認することは可能です。また、その際に係る渡航費用や滞在費用は本人負担となるので、行程も含めて事前に不動産業者に問い合わせてください。